

「令和元年毎月勤労統計調査 特別調査」の実施について

厚生労働省では本年7月31日現在で常用労働者（常時雇われて働いている方）が1～4人いる事業所を対象に毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

毎月勤労統計調査は5人以上の労働者を雇用する事業所を対象に名前のとおり毎月実施していますが、このたび1～4人の労働者を雇用する事業所についても特別調査として年1回実施するものです。

この調査は賃金、労働時間、雇用の実態について明らかにすることを目的に「統計法」という法律に基づき指定された国の重要な統計調査のひとつであり、その調査結果は労働経済の分析や国民経済計算のための基礎資料として用いられているほか最低賃金の決定に係る審議資料等に使用されています。

調査の流れは日本全国から無作為に選んだ地域（調査区）に所在するすべての事業所を8月から9月に島根県知事が任命した統計調査員が訪問し、事業所の常用労働者数・主な生産品・事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者を1～4人雇用する事業所について特別調査を実施します。（県内で指定された調査区がある市町は下記のとおりです。）

指定された調査区に所在する事業所の皆様には調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

なお、「統計法」では対象となりました事業所の皆様には回答していただく義務がありますが、一方で秘密の保護について厳重な規定が定められておりご回答いただいた内容について他の用途に使用したり、国、県の統計関係者や統計調査員が記入内容などを漏らしたりすることは固く禁じられております。

[指定された調査区がある市町]

松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、隠岐の島町

※昨年の調査結果等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/index.html

